



平成 18 年 5 月 29 日

各 位

株式会社マーベラスエンターテイメント  
代表取締役社長 中山 晴 喜  
(コード番号：7844 東証第2部)  
問い合わせ先  
取 締 役 佐 野 信 行  
電 話 番 号 03-5793-9170

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 18 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 9 期定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により定款の変更を行うものであります。

- (1) 「会社法」の規定に対応するため、変更案第4条(機関の設置)、同第7条(株券の発行)を新設するものであります。
- (2) 電子公告制度の導入が認められたことに伴い、現行定款第4条(公告の方法)につき所要の変更を行うものであります。
- (3) 株主総会参考書類、事業報告等の記載事項について、より充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第14条(参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。
- (4) 取締役の経営責任を明確にし、経営体質の強化を図るため、現行定款の第18条に定める取締役の任期を就任後2年内から選任後1年以内に変更することとするものであります。
- (5) 取締役会の機動的な運営を図るため、その決議事項について、書面又は電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第21条(取締役会)第3項を新設するものであります。
- (6) 取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定並びに社外取締役、社外監査役の招聘を容易にするため、社外取締役、社外監査役の責任を法令に定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定として、第23条(取締役の責任免除)、第30条(監査役の責任免除)を新設するものであります。但し、第23条の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

(7) 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除、修正及びこれらに伴う条数の変更等、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めるものであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 第1条～3条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株式及び端株 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>120,000株とする。</u> (新 設)</p> <p>(端株主の権利の制限) 第6条 当社は端株主に対して商法第220条ノ3第1項第3号の権利(株式の転換を請求する権利)を与えない。</p> <p>(株式取扱規程) 第7条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱、その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当社の株主名簿、実質株主名簿、<u>端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿の受理、端株の買取請求の取扱等株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社において、これを取扱わない。</u></p>	<p>第1章 総 則 第1条～3条 (条文省略) (<u>機関の設置</u>) 第4条 当社は、株主總會及び取締役のほか、<u>取締役会、監査役、監査役会、及び会計監査人を置く。</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>200,000株とする。</u> (株券の発行) 第7条 当社は、その株式に係る株券を發行する。 (削 除)</p> <p>(株式取扱規程) 第8条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する取扱い並びに手数料は、<u>取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)  <u>第9条 当社は、毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(自己株式の取得)  <u>第10条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (基準日)  <u>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p>
<p>(招集の時期)  <u>第11条 当社の定時株主総会は毎年度決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</u></p>	<p>(招集の時期)  <u>第11条 当社の定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</u></p>
<p>(招集者及び議長)  <u>第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(招集権者及び議長)  <u>第12条 (現行どおり)</u></p>
<p>(決議要件)  <u>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>2 <u>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</u></p>	<p>(決議要件)  <u>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(参考書類等のインターネット開示)  <u>第14条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録) 第15条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。</p>	<p>(議事録) 第16条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、書面又は電磁的記録をもって議事録に記載又は記録し、議事録の作成に係る職務を行った取締役が記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(員数)</p>	<p>(員数)</p>
<p>第16条 当会社に取締役7名以内を置く。</p>	<p>第17条 当会社の取締役は、7名以内とする。</p>
<p>(選任)</p>	<p>(選任)</p>
<p>第17条 取締役は株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第18条 (削除) 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2 (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p>	<p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>
<p>第19条 取締役会の決議により、代表取締役若干名を定める。 2 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第20条 取締役会の決議により、代表取締役若干名を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会)</p>	<p>(取締役会)</p>
<p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第21条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。 (新 設)</p> <p>3 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。 (報酬) 第21条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。 (新 設)</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u> (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第22条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第23条 <u>当社は、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会決議によって、法令に定める範囲内でその責任を免除することができる。</u> 2 <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第5章 監査役 (員数) 第22条 当会社に監査役3名以内を置く。</p> <p>(選任) 第23条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>(任期) 第24条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第24条 <u>当社の監査役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任) 第25条 (削 除)</p> <p>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第26条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の<u>任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(常勤監査役)
	<u>第27条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u>
(新 設)	(監査役会)
	<u>第28条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u>
	2 <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u>
(報酬)	(報酬等)
<u>第25条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u>	<u>第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u>
(新 設)	(監査役の責任免除)
	<u>第30条 当社は、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、法令に定める範囲内でその責任を免除することができる。</u>
	2 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>
(新 設)	第6章 会計監査人
	(選任)
	<u>第31条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新 設)	(任期)
	<u>第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
	2 <u>前項の株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u>
(新 設)	(報酬等)
	<u>第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</u>
第6章 計 算	第7章 計 算
(営業年度及び決算)	(事業年度)
<u>第26条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末に決算を行う。</u>	<u>第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当)  第27条 <u>利益配当は、毎決算期現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同決算期現在の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して、これを行う。</u>  (新 設)</p>	<p>(剰余金の配当)  第35条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u>  2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。  (削 除)</p>
<p>(中間配当)  第28条 <u>当社は取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同日現在の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という）を行うことができる。</u>  (新 設)</p>	<p>(自己株式の取得)  第36条 <u>取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p>
<p>(配当金等の除斥期間)  第29条 <u>利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(剰余金の除斥期間)  第37条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>

以上